

「個人の尊厳」なくして、自由と平等はない

WALLES AND THE COMMON TO THE COMMON THE COMMON TO THE COMMON TO THE COMMON TO THE COMMON TO THE COMMON THE COMMON TO THE COMMON

ップされています。 人種差別への怒りが、具体的行動となってクローズア 新型コロナ感染拡大禍の世界で、露になった貧困と

創られているという真理は、自明のことである』といて貧富の差、男女の差、人種の差、地域格差、国家間て貧富の差、男女の差、人種の差、地域格差、国家間をいたがら、これは建て前に過ぎない実態があります。ながら、これは建て前に過ぎない実態があります。ながら、これは建て前に過ぎない実態があります。といし、ルーサー・キング牧師の「私には夢がある。いつの日にかこの国が立ちあがり『すべての人間は平等にあられているという真理は、自明のことである』といる。

とを・・・」。心打たれる演説です。 う信条の、まことの意味を完全に生かしぬくというこ

厳」を根拠にしています。権の尊重・平和主義」の三大原理も、この「個人の尊尊重される」(第13条)とあり「国民主権・基本的人日本国憲法の根底には「すべて国民は、個人として

るという自信と誇りを持つことです。
「少々危険かもしれないが・・・」となっていませんか。「競争と差別」の職場「少々危険かもしれないが・・・」となっていませんか。「競争と差別」の職場でれ「会社のためには・・・」「少々卒抱してでも・・・」しかし、現実の社会や職場では、個人や人間性が軽しかし、現実の社会や職場では、個人や人間性が軽

労働大学副学長 須藤 行彦